随意契約理由書

1	業	務	名	料金収受業務支援システム構築業務 (2019年度)
2	業	者	名	阪神高速技研株式会社
3				

本業務は、阪神高速道路の料金収受業務の関係者間での情報伝達・共有及びお客さまへの情報提供を対象に、業務の効率化、高度化及びお客さまサービス向上を図るための料金収受業務支援システムの構築を行うものである。

本業務の円滑かつ効率的な実施のためには、阪神高速道路株式会社(以下「当社」という。)の業務、積算・諸技術基準、各仕様書、管理規定等に精通し、また、本業務に使用する当社の交通管制システム群とその仕様を熟知し、総合情報システム群の連携を行う能力を有した上で当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。

阪神高速技研㈱は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社が運用する総合情報システムの運用状況、その他すべての基準・規定を熟知しているばかりでなく、本業務に求められる要件である特殊な知識(総合情報システム群とその仕様の熟知)、能力(情報システム群の連携)及び実績を有し、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。

よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。

阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。

注1) 随意契約理由は、個々の契約に即したできるだけわかりやすいものとすること。